

「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習」 のご案内

吉祥天(株)柏崎講習センター
新潟労働局長登録第 198号
登録有効期限 令和 12年 11月 3日

労働安全衛生法(法第14条、施行令第6条第15号の5)により、“コンクリート造の工作物の解体または破壊の作業(※高さが5メートル以上であるものに限る。)”を行う場合は、技能講習を修了した者のうちから各作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮のもとで作業を行わせなければならない事となっています。つきまして、標記の講習を開催しますのでご案内いたします。

1 受講対象者

1. コンクリート造の工作物の解体または破壊の作業に3年以上従事した経験を有する者
2. 大学、高専、高校において土木または建築に関する学科を卒業し、その後2年以上コンクリート造の工作物の解体または破壊の作業の経験を有する者
3. その他厚生労働大臣が定める者
建築施工系の職業訓練を修了し、その後2年以上コンクリート造の工作物の解体または破壊の作業の経験を有する者(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程第1条の受講資格を有する者)

2 会場、定員

吉祥天(株) 柏崎講習センター
新潟県柏崎市北半田2-7-18 北半田メディカルビル2F
TEL. 0257-23-1474 FAX. 0257-23-8175

定員 20名

※先着順で定員になり次第締め切りとなります。

3 受講料(お一人様当り)

17,700 円 (税込、テキスト代含む)

4 受付開始・締め切り

講習開催日の2ヵ月前から受付開始です。お電話での受付はいたしません。
先着順で定員になり次第締め切りとなります。定員に達していた場合は、ご連絡をいたします。

5 申込方法

受講申込書に記入のうえ、FAX送信してください。仮受付をいたします。

受講可能な方には受講票を発送します。

受講票が到着後、開催日の1週間前必着で下記提出書類をご郵送下さい。

(1)講習料金を下記の口座にお振込みください。

第四北越銀行 柏崎支店

普通口座 1755752 吉祥天株式会社

※振込手数料は申込者のご負担をお願いします。また領収証は払込金受領証をもって代えさせていただきます。

顔写真

裏面に
氏名を記入

(2) 提出書類

- ・受講申込書
- ・顔写真1枚(申込書に貼付)
- ・受講料振込受領証または明細書の写し
- ・本人確認書類 ※氏名・住所・生年月日のわかるもの
(運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード等のいずれかの写し)
- ・一部科目の受講免除者は、資格を証する書面(資格証等)の写し

6 講習時間割日程表

講習科目		講習時間
一 日 目	作業の方法に関する知識 (9:00～17:40)	7時間 (※1)(※2)
二 日 目	工事用設備、機械、器具、作業環境等 に関する知識 (9:00～12:20)	3時間 (※1)(※2)
	作業者に対する教育等に関する知識 (13:20～15:00)	1時間30分 (※2)
	関係法令 (15:00～16:40)	1時間30分
	修了試験 (16:50～17:50)	1時間

※ 二日目講習終了後、修了試験(1時間)を行います。修了試験合格者に修了証を交付いたします。

※ 受講者及び講師の都合により、開始又は終了時間を変更する事があります。

7 一部受講免除者について(※1)(※2)

(※1)以下のいずれかに該当する者は、当該科目の受講を免除とする。

- ・職業能力開発促進法に定める普通職業訓練のうち、とび科の訓練を修了した者
(解体についての技術を専攻した者に限る。)
- ・職業能力開発促進法に定める検定職種のうち、とびに係る1級または2級の技能検定
に合格した者

(※2)以下に該当する者は、当該科目の受講を免除とする。

- ・職業能力開発促進法に定めるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

ただし、修了試験には当該免除科目も出題範囲に含まれます。

8 その他

- ・受講申込書を受理した後、2週間前までに受講票を送付いたしますので当日持参して下さい。
なお、開催日の1週間前になっても届かない場合はご連絡ください。
- ・受講の取消は、講習開催日前日までに必ずご連絡ください。ただし、ご返金は致しません。
- ・受講者数が最少催行人数に満たない場合は、講習会開催を中止にすることがあります。
予め、ご了承ください。